

- 1年間(1月1日～12月31日)の農業所得(収入や経費)を計算して魚津税務署や市役所税務課に申告してください。
- 別紙の収支計算準備表に、通帳などから転記するだけで、計算が簡単にできます。記載例に従って記入してください。
- 農業の収入や経費が記載されている通帳(例えばJAの通帳)、領収証や帳簿などを保存してください。
- 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象が拡大しました！

事業(農業)所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要のない方を含みます。)が対象となります。

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書等の書類は確実に保存してください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧くださいか、魚津税務署にお問合せください。

購買代金請求書									
〇△ 備考					〇〇支店				
決済日		荷渡日		摘要		数量		お買上額	
x	9	21	8	4	ようりん(粒) 20K	1		1,300	
x	9	21	8	4	消費税			65	
x	9	21	8	12	コンバイン点検整備	1		120,000	
x	9	21	8	12	ディーゼルオイル他	1		58,040	
x	9	21	8	12	消費税			8,902	

〇〇年 月 日		摘 要	支払金額
7	26	㈱〇〇 〇〇購入	15,300
8	16	JASS ガソリン代ほか	10,329
8	25	△〇掛金	27,180
8	27	〇〇石油 ガソリン代	5,999
8	31	〇〇組合費	8,900
9	2	〇〇分 土地改良費	62,290
9	21	JA〇〇店 よりりん	1,365
9	21	JA〇〇 コンバイン点検整備等	186,942

【収入金額】について

- 収入金額の欄の販売金額の科目には、年末までに入金された金額を書いてください。
- 収入金額の欄の家事消費の科目には、家で消費する分や親戚などに配る分を記入してください。



家事消費分の計算方法例：
$$\left(\frac{\text{「本年産米に対する本年中の入金額」}}{\text{「本年中に出荷した分(kg)」}} \right) \times \text{「家で消費する分や親戚に配る分(kg)」}$$

- 雑収入の科目には、本年中に入金された、補助金や交付金、共済金、小作料、農作業の受託料など、農業に関連した収入金額を記入してください。

【家事費等】欄の記載について

○家事費等欄には、経費の中で農業に関係が無く、除くべき金額を記入してください。

- 申告相談会場は混み合いますので、この「収支計算準備表」または「収支内訳書」に、必ず記入してお越してください。
記入されていないときは、申告相談をお受けできません。
- ご不明の点は、魚津税務署、市役所税務課へお尋ねください。